

福岡県八女市
令和7年度八女市ローカルベンチャー
支援業務委託事業
《 企 画 提 案 公 募 実 施 要 項 》

提案公募テーマ

福岡県八女市
令和7年度八女市ローカルベンチャー支援業務委託事業

募 集 期 間

提案受付期間：令和7年4月21日(月)～5月2日(金) 17時00分まで

提 出 書 類

- | | | |
|----------------------------|-----|----|
| 1 参加表明書（様式1） | 1部 | |
| 2 会社概要（様式2） | 1部 | |
| 3 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式3） | 1部 | 1部 |
| 4 国税、県税、市税等の滞納のない証明書（写し可） | 1部 | 1部 |
| 5 企画提案書表紙（様式4） | 1部 | |
| 6 実績調書（様式5） | 10部 | |
| 7 企画提案書（任意の様式） | 10部 | |
| 8 参考見積書（任意の様式） | 10部 | |

発 注 者 ： 福 岡 県 八 女 市

事務局：福岡県八女市企画部企画政策課企画政策係
〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
TEL 0943-24-9009
FAX 0943-24-9221

1 委託事業の目的

八女市へ都市圏から起業志望者を募集して、八女市で起業するサイクルをつくることで経済の活性化だけでなく若者の定住促進、地域の魅力向上を図るローカルベンチャー事業を実施するため、ローカルベンチャーの可能性に関する調査・分析を行うとともに、地域の関係者との協働を通じて、持続的な事業モデルの検討と、その具現化に向けた支援体制の構築を図ることを目的とする。

2 委託事業の内容

- (1) 事業名 令和7年度八女市ローカルベンチャー支援業務委託事業
- (2) 委託期間 契約締結の翌日から令和8年3月25日(水)まで
- (3) 委託内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (4) 予算規模 10,967,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3 スケジュール

- ①公募開始 令和7年4月10日(木)
- ②質問受付期間 令和7年4月10日(木)～4月16日(水) 17時00分まで
- ③質問回答期限 令和7年4月18日(金)予定
- ④企画提案書等受付期間 令和7年4月21日(月)～5月 2日(金) 17時00分まで
- ⑤審査会 令和7年5月中旬予定(オンラインで開催)
- ⑥委託業者決定通知 令和7年5月下旬予定
- ⑦契約締結 令和7年5月下旬予定

4 企画提案公募参加資格

企画提案の公募参加の資格要件は次のとおりとします。

受託を希望する事業者(提案者)は、次のすべての要件が備わっている必要があります。

- (1) 法令等の規定による、官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある提案を行うに当たっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと

- (5) 八女市競争入札参加指名停止等措置要綱（平成23年4月1日施行）に基づく指名停止又は国、県、他の地方公共団体からの指名停止の措置を、企画提案書等の提出期限の日から契約締結の時までに受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (7) 国税、県税、市税等の滞納がないこと。
- (8) 主たる業務は再委託しないこと。

5 失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とします。

- (1) 本要項に示す参加資格を満たさなくなった者
- (2) 故意に提出書類に虚偽の記載をした者
- (3) 提出期限内に所定の書類（補正書類を含む）を提出しなかった者
- (4) 企画提案書を受託業者以外の者が作成した場合
- (5) 審査委員に対して、故意の接触を試みた者
- (6) その他、選定結果に影響を与えるおそれのある不正行為を行った者

6 企画提案の公募条件

- (1) 提出された企画書等は委託先の選定にのみ使用します。
- (2) 企画提案に要する経費は、企画提案者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書は返却いたしません。
- (4) 企画提案書の内容を総合的に審査し、最上位の企画案を提出された事業者を選定します。
- (5) 選定された事業者の企画内容は、協議の上、一部変更する可能性があります。

7 企画提案に関する質問について

- (1) 質問受付期間 令和7年4月10日(木)～4月16日(水) 17時00分まで
- (2) 提出方法 電子メール（e-mail kikakuseisakukakari@city.yame.lg.jp）
※質問票を送った旨を併せて電話連絡すること。
(八女市企画部企画政策課企画政策係 TEL：0943-24-9009)
- (3) 回答方法 八女市ホームページに掲載します。
URL：https://www.city.yame.fukuoka.jp
- (4) 回答予定日 令和7年4月18日(金)（予定）

8 企画提案書等の提出について

(1) 受付期間 令和7年4月21日(月)～5月2日(金) 17時00分まで ※必着

(2) 提出方法 持参または郵送

※電子メールによる提出は受け付けません。

(3) 提出先

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地

八女市企画部企画政策課企画政策係 宛

TEL 0943-24-9009

e-mail kikakuseisakukakari@city.yame.lg.jp

- (4) 提出書類
- | | |
|----------------------------|-----|
| 1 参加表明書(様式1) | 1部 |
| 2 会社概要(様式2) | 1部 |
| 3 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(様式3) | 1部 |
| 4 国税、県税、市税等の滞納のない証明書(写し可) | 1部 |
| 5 企画提案書表紙(様式4) | 1部 |
| 6 実績調書(様式5) | 10部 |
| 7 企画提案書(任意の様式) | 10部 |
| 8 参考見積書(任意の様式) | 10部 |

※資料の作成にあたっては、別紙「業務委託仕様書」、「企画提案書等作成要領」を必ずご確認ください。

※なお、提出期限後の見積書の金額訂正、書類の差し替え及び追加提出は認めません。

9 審査会

上記企画提案書等を提出後、審査会において、提案書を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。ただし、企画提案者が4者を超えた場合は、書類のみによる事前審査を実施し、プレゼンテーションを行う者を限定します。この場合、企画提案書提出期限の翌日から起算して7日以内に電子メールによりその結果を通知します。

(1) 日 時 令和7年5月中旬予定

※日時や当日のアドレス等、審査会の詳細については企画提案書等を提出した者へ5月9日(金)を目途に電子メールにより通知します。

(2) 方 法 オンライン会議システムで実施。(Zoomで行います。)

※企画提案書を提出後、辞退される場合は、別紙、辞退届出書に記入の上、

5月9日(金)までに下記問合せ先にFAXまたはメールで送付してください。

(3) 実施時間 1 事業者につき30分以内

(プレゼンテーション：20 分以内、質疑応答：10 分以内)

10 事業者の選定について

(1) 選定方法

企画提案書類の内容及びプレゼンテーションを総合的に審査し、受託候補者を選定します。

(2) 審査基準

審査は下表に示す審査項目により採点し、1位の点数を付した審査委員が最も多い提案者を業務実施予定者とします。同点となった場合は、審査委員の協議により選定します。

なお、満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しません。

また、提案事業者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは業務実施予定者として選定します。

審査項目			配点
1	企 画	提案内容は事業の目的を達成しうるものであるか	30点
2		八女市の特性・地域性を理解した提案になっているか	30点
3	実 施 体 制	業務を適切に遂行可能な体制・スケジュールとなっているか	20点
4		地方自治体から類似の業務を受託・遂行した実績があるか	10点
5	見 積	各項目ごとの見積額に照らし、金額が妥当か	10点
合計			100 点

(3) 選定結果の通知及び公表

審査結果の内容は非公開として、選定結果のみ応募者に対して文書により通知いたします。

なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しません。

11 契約について

(1) 審査で選定された最も優秀な提案をされた事業者に優先的に契約権を付与します。

また、契約が不成立の場合は、次順位の事業者に契約権を付与します。なお、契約締結に係る諸

費用（印紙代等）は受託者の負担とします。

契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について委託者と受託者で打合せを行います。

（２）契約にあたっては、八女市契約規則第２８条の規定に準じ、契約金額の１００分の１０以上の金額を契約保証金として八女市に納めることとします。この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了後に全額返還します。

なお、受託者が八女市を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や、受託者が過去２年間の間に地方公共団体等と同種類・同規模の契約を数回以上締結し、これを全て誠実に履行した場合など、契約保証金が減免される場合があります。

１２ 事業報告

委託期間終了後、速やかに事業実績報告書を提出していただきます。

なお、事業実施に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後５年間保管していただく必要があります。

問い合わせ先

福岡県八女市企画部企画政策課企画政策係

TEL 0943-24-9009

FAX 0943-24-9221

e-mail kikakuseisakukakari@city.yame.lg.jp